

努力概念の分析による選択可能性の自由の

必要性の論証

李 太喜

1. 序論

本稿では、自由と決定論の両立性を巡る問題におけるリバタリアニズムと呼ばれる立場、すなわち、自由と決定論は両立せず、かつ人間は自由である、とする立場の擁護を試みる。この立場を採る論者の多くは、選択可能性(alternative possibility)——複数の選択肢のうちから行為を選択できること——が人間の自由にとって必要だとみなすゆえに、決定論と自由は両立しないと主張する¹。しかしリバタリアニズムは、現代分析哲学での自由論の論争状況において、自由と決定論は両立すると主張する両立論の立場に比べ劣勢にあると言わざるをえない。

現在の論争における 2 つの立場の争点はおおまかに述べて、必要性についての問い(いかなる自由が人間にとって必要なのか)と存在についての問い(人間の自由は存在するのか)に対しいかなる解答を与えるかにかかっていると見て問題ないと思われる。そしてリバタリアニズムはこれらに対し、

- ・選択可能性は人間にとって必要である。(リバタリアニズム版必要性テーゼ)
- ・選択可能性は存在する。(リバタリアニズム版存在テーゼ)²

と答える。リバタリアニズムの立場が守られるかどうかは、この両テーゼをどれほどもしっかりと守ることができるかにかかっていると云えるだろう。

今回は、リバタリアニズムを「必要性テーゼ」の点から擁護するために、選択可能性の自由の必要性の論証——簡便化のため、これ以降この論証を必要性論証と呼ぶこととする——を行う。必要性論証は、我々の行為概念、とりわけ

努力概念を用いて展開されることになる。

まず第2節ではリバタリアニズム版，両立論版のそれぞれの必要性テーゼ，および存在テーゼについて，その評価がどのように行われているかを確認する。第3節では両立論的必要性テーゼの評価に対して問題提起を行う。第4節では具体的に必要性論証に入り，努力概念の必要条件として選択可能性が必要とされることが確認され，第5節では結論が述べられる。

2. 現在の論争状況におけるリバタリアニズムと両立論の評価

それでは，リバタリアニズムと両立論の2つの立場が，必要性テーゼ及び存在テーゼという観点を通して，どのように評価されているかを検討することにしよう。ところで，一口にリバタリアニズム，両立論と言っても，そこには様々なヴァリエーションが存在する。しかし議論の関係上，本稿では両立論という用語をもって「我々人間の自由は，外的な強制がなく望むことをなせること（両立論的自由）であり，それに尽きる」と主張する立場を指すこととし，「リバタリアニズム」という語をもって「我々人間の自由は，両立論的な意味で自由であり，かつ選択可能性もまた持っていることである」と主張する立場を指すこととする³。

2. 1 存在テーゼに対する評価

議論の便宜上，まず存在テーゼについて検討してみたい。ここで重要となるのは，各々の自由と決定論が両立可能であるかという点にある。というのも，もし決定論が成り立っているのならば，選択可能性は存在しないように思われるからである。決定論と選択可能性の非両立性を示した論証として最も有名なものは，ヴァン・インワーゲンの帰結論証(consequence argument)であり，そのフォーマルではない彼自身の定式化は次のようなものである。

もし決定論が真であるならば，我々の行為は自然法則と遠い過去の結果である。しかし，我々の生まれる以前に何が生じていたかは我々次第ではなく，自然法則がどのようなものであるかも我々次第ではない。それゆえこ

これらの帰結（現在の我々の行為も含め）は、我々次第ではない⁴。

もし彼の議論が正しければ、選択可能性と決定論は両立しない。よって決定論の下でリパタリアンの考える自由は実現不可能なものとなる。一方、両立論の立場は、決定論と両立可能である。

もちろん注意しなくてはならないのは、リパタリアニズムは決定論と選択可能性が両立しないことを喜んで受け入れる、という点である。そして、決定論を拒否し、非決定論を擁護することだろう。しかし、非決定論の下でならばリパタリアニズムの存在テーゼが維持可能であるかといえ、実はそれも疑わしいのである。というのも、もし非決定論の導入が、我々の選択を運でしかなく、手にしてしまうのならば、リパタリアニズムの求める選択可能性を手に入れることができないからである。選択が、「我々の」選択であるためには、確率以上のものを導入して選択可能性を説明しなければならない。これは「存在テーゼ」を巡る問題であるので、本稿ではこれ以上触れない。しかし現時点で、非決定論下で我々の選択可能性が運以上のものであると応答できる有力な議論は存在していないと思われる⁵。

以上より、両立論は、決定論と彼らの必要とする自由が両立可能であると主張できるが、リパタリアニズムは決定論とも非決定論とも自由が両立可能であると主張すると説得的に主張できていない。よって、存在テーゼについては両立論に軍配が上がることとなる。

2.2 必要性テーゼに対する評価

それでは、いかなる自由が我々にとって必要とされるのか、という必要性テーゼについての検討に移ろう。この必要性についての議論は、歴史的に道徳的責任(moral responsibility)の概念に依拠して行われてきた。すなわち、道徳的責任の概念は我々にとって重要なものであるが、自由は道徳的責任を持つための必要条件であり、それゆえ自由もまた必要である、という形の議論である。

この自由と道徳的責任の関係については、「行為者が道徳的責任を有するならば、その行為者には選択可能性がなければならない」という選択可能性原理と呼ばれる原理が長らく受け入れられてきた。この原理の下では、選択可能性

が我々にとって必要であることが確保できたということになる。しかし、両立論者であるハリー・フランクファートはこの選択可能性原理が誤りであると論じ⁶、道徳的責任において必要とされる自由とは、両立論的自由のみであると主張したのである⁷。また、ダニエル・デネットに言わせれば、選択可能性とは「望む価値(worth-wanting)」のない自由である、ということになる⁸。

ここでは、この道徳的責任と関係する自由の必要性を巡る議論にはこれ以上立ち入らない。さしあたって、論争状況の趨勢に従い両立論者の議論を受け入れることにする。選択可能性は、選択可能性原理が否定されることでその必要性が失われ、一方、両立論的自由こそが道徳的責任に必要とされる自由であるとみなされることになる。よって、必要性のテーゼに関してもまた、リバタリアニズムよりも両立論が優勢だということになる。したがって、必要性テーゼについても、現在の論争状況においては両立論が有利な立場だと言える。

以上2. 1, 2. 2で見たように、存在テーゼに関しても、必要性テーゼに関しても、両立論が優勢にあるという評価を下さざるをえないのが現状である。

3. 両立論の議論の限界

リバタリアニズムの擁護のためには、必要性テーゼに関しても存在テーゼに関しても今出ている議論では不十分である。本稿では、選択可能性の必要性を示すことで、両テーゼのうちの必要性テーゼに関するリバタリアニズムの擁護を試みることは既に述べた。ではどのように論証を進めていくことになるのか。ここで注目すべきは、上で見たリバタリアニズムと両立論の必要性のテーゼを巡る議論が、もっぱら道徳的責任にとっていかなる自由が必要とされるかに依拠したものだったという点である。

確かに自由と道徳的責任には切り離すことのできない概念的つながりがあることはもっともであろう。しかし我々の自由の概念が、道徳的責任以外の概念とも密接につながったものであることもまた間違いのないように思われる。そして私は今回、この概念の一例として努力概念を取り上げようと思う。この概念は、さまざまな行為の中でもとりわけ、その目的への行為者の成し遂げたいという思いが強く、かつ一回性の側面が強いという点をその特徴として挙げる

ことができる⁹。これらの点は次の節で分析を進めるにあたって次第に明らかにされることになるだろう。それでは論証に移ろう。

4. 努力概念の分析による必要性論証

本節ではまず典型的な努力の物語が述べられる。そしてその典型的な物語をもとに、努力概念に必要な条件を検討していくことになる。その検討の結果、条件の成立のためには選択可能性の自由が必要とされることが示されることになる。もし、努力が我々にとって重要なものであり、努力には選択可能性が必要とされるのならば、ここに選択可能性の必要性が示されたことになる。

4. 1 努力の典型的な物語

典型的な物語を次のように示そう。それは、志望大学の合格を目指す花子の物語である。

花子は高校3年生である。花子には、志望している大学に入るという目標がある。彼女は次のように考えていることだろう——私の目の前には複数の道が広がっている。もし勉強を継続的に続ける道を選べば、それが功を奏して志望校合格というゴールを迎えることができるかもしれないし、勉強を怠けるという道を取れば、おそらく勉強不足ゆえに不合格というゴールを迎えることだろう——。こういう思いを胸に、彼女は実際に勉強を続け、大学に合格することができたのである。

このような花子の勉強を、我々は日常的に努力と呼ぶという点に関しては問題がないと思われる。この物語の描写には一見、選択可能性が含まれている。しかし、両立論者のフランクファートは、既に見た通り選択可能性の原理という我々の日常的直観にかなった原理を否定した。我々の日常的な描写に現れる選択可能性は、本当に必要かどうか慎重に見積もられる必要があるのである。

そのためにも、次の節からは努力概念の必要条件の分析、すなわち、ある主体が努力をするための必要条件が何なのかの分析、が進められていくことにな

る。予告をすれば、以下の分析においては、意図的行為についての基礎的分析と3つの必要条件が挙げられることになる。

4. 2 努力の概念分析

まず、努力が何よりも行為であるという点からなされるべき基礎的な分析を施しておこう。努力とは、我々が何かの目標に向かって意図的に行っている行為である。ここで意図的行為がいかなるものかについては、行為の哲学における標準的な見解に従って、「欲求」と「信念」の組み合わせを行為の理由として持つような行為であるとしよう。行為の目的は、この理由となる欲求の内容に表れているものである。これらの点に鑑みて分析を行えば、

行為者 S が努力している \Rightarrow 行為者 S が時刻 t_0 において t_1 での出来事 P を目指して意図的に行為 A をしている

と言えるだろう（時刻 t_1 は時刻 t_0 よりも後の時刻を指す）。

もちろん意図的行為であることは必要条件でしかない。おなかが減って、冷蔵庫に向かうこともまた意図的行為であるが、これが努力とは普通みなされることはない。よって、努力であるためには、その行為について更なる制限がかかることになる。では、どのような条件の下でなされた行為ならば、それが努力とみなされるのかを考察していくことにしよう。

4. 2. 1 条件①：行為 A と出来事 P の間に 因果的な関係が存在する

ある行為 A が努力とされるためには、出来事 P と行為 A の間には因果関係が成り立っていなければならないだろう。つまり、出来事 P が起きたのは、原因たる行為 A の結果である必要がある。例えば花子が一生懸命裁縫に取り組んでいたとしても、それを大学の合格を目指した努力だとは誰も認めそうにない。それは、裁縫という行為と大学に合格することが因果的な関係性を持っていないからである。しかし、もう少し微妙な事情がこの条件には存在する。行為 A と出来事 P の因果的な関係性を次の事例から更に確認してみることにしよう。

中高一貫校の事例

ある中高一貫校には中学3年生が100人在籍している。ある日、教員が、中だるみしている彼らに発破をかけるため、「成績の下位90人は高校に進学することができない」と伝えた。しかし、実際のところそれは発破をかけるためだけの嘘であり、学校の制度上、100人全員が合格することは既に決定されているのであった。その教員のもくろみ通り、この発破をきっかけに生徒たちは猛勉強を始めた。彼らは高校進学を目指して勉強したのである。もちろん結果は、100人全員の高校進学であった。

この中学生たちは、努力をなしたとすることができるだろうか。いや、既に述べた通り、努力と言うことはできないだろう。なぜなら、彼らの勉強という行為は、高校進学という目的に関して因果的な関係を持っておらず、彼らの高校進学は、学校の制度上ははじめから決まっていたことなのだから。

しかし、確かに彼らの行為は目的の達成と因果的な関係にはなかったが、少なくとも彼らはその因果的な関係性を信じてはいたのだ。ならばこの時、彼らの勉強は無駄な努力なのではないだろうか。そして無駄な努力はあくまで努力と言えないのだろうか。

確かにこれはもっともな指摘である。しかし、私がここで考察したいのは無駄な努力ではなく、適切な努力、すなわち実を結びうる努力についてである。つまりここでなされ、そしてこれからなされる分析は適切な努力についての分析であると言ってよい。また、付け加えるならば、無駄な努力は適切な努力に寄生した概念でしかなく、よって全ての努力が無駄な努力であるということは概念上不可能なのであり、因果関係の信念のみが努力概念を成立させるということも言うことはできないだろう。以上から、彼ら生徒の行為が適切な努力とみなされるためには、その行為が高校進学という未来の出来事に因果的な効力を持っており、それによって高校進学できたのでなければならない、とは言えるだろう。以下の分析において扱われる努力概念もまた、特別な断りがない限り、「適切な努力概念」であることを前提にして進めていくことにしよう。では、適切な努力概念に必要な条件として他にどのようなものが挙げられるだろうか。

4. 2. 2 条件②：主体 S が行為 A を なすかどうかの不確実である

次に、行為を努力とみなすにあたっての、不確実性に関する条件に移りたい。だが、いきなり条件②について触れるのではなく、まず一般に、ある行為が努力とみなされるためには、その目的である「出来事 P が生じるかどうかの確実性」がある程度低いことが必要であることについて考えてみたい。缶コーヒーを買いに自動販売機まで出向くような行為は努力とは普通みなされない。なぜならその目的は容易に達成されるものなので、缶コーヒーを買うことはほぼ確実であり、よって不確実性が殆ど存在しないからである。そして、例えば大学の合格についての努力が賞賛されるのは、その達成の不確実性が非常に高いからだと言える。また、この不確実性に対応して、努力はある程度のグラデーションを持っているとも言えるだろう。では、「出来事 P が生じるかどうかの不確実である」ことが努力の必要条件だと簡単に結論づけてしまっても良いのだろうか。もう少しここで必要とされる不確実性について考えてみたい。

目的である出来事 P が生じるかどうかの不確実である時、それは何によって不確実となるのだろうか。これについては複数の原因が考えられるだろう。1 つには、いくら勉強しても、それが効果的な勉強かどうか分からないことがあるように、「行為 A と出来事 P の因果関係が不透明であり、不確実である」ことが原因として挙げられるだろう。次に、もしかしたら様々な要因によって、「行為 A と出来事 P の因果関係が途切れるかもしれないという不確実性」が原因であるかもしれない。花子がいくら勉強しようと、もし突如災害によって大学の入学試験が行われないことになったら、花子は大学に合格できない。災害が起きるかどうかは不確実なのである。そして3つ目の原因として、そもそも「行為者が行為 A をなすかどうかの不確実」であるがゆえに、出来事 P が生じるかどうかの不確実であるのかもしれない。以上のように、出来事 P が生じることが不確実である要因はいくつか考えられる。だが、前の2つの原因、つまり「行為 A と出来事 P の因果関係の不確実性」と、「行為 A と出来事 P の因果関係が断絶することの不確実性」は、努力に必要な不確実性を与えるものではない。3つ目の不確実性のみがこの条件②に関係する不確実性なのである。

このことを理解するために、ダイエットに励む人のことを考えてみよう。ダ

ダイエットを行う人は、適切な食事制限と運動によって確実に体重を減らすことができるだろう。もし彼が食事制限と運動を見事に成し遂げ、体重を減らすということに成功したとしよう。この時、彼の行為を我々は努力とみなすだろう。しかしこの時、行為 A（適切な食事制限と運動）と出来事 P（体重を減らすこと）の間の因果的な関係性には不確実性は存在していない。よって、「行為 A と出来事 P の因果関係の不確実性」は努力に必要とされていないことになる。次に、このダイエットには、自分の食事制限や運動以外の外的な要素はあまり存在しないと考えるのも良いため、「行為 A と出来事 P の因果関係が断絶することの不確実性」もここでは考慮されていないと考えられる。だとすれば、彼の行為が努力とみなされるにあたって必要とされる不確実性は、彼が適切な食事制限と運動を行うかどうか不確実であることを指しているのだと考えることができる。彼にとって、食事制限や運動は困難なものであり、さぼりたいという思いに駆られるものであった。しかし、彼はそれでも食事制限と運動を継続し、体重を落とすことに成功したのである。この点に関して、我々はダイエットに成功できるかどうか不確実であるにも関わらず、それを成し遂げたと彼を称え、その行為を努力とみなすのである。

よって、はじめ「出来事 P が生じるかどうか不確実である」ことが必要だと考えられていたが、それは、「行為 A がなされるかどうか不確実であるがゆえに、出来事 P が生じるかどうか不確実である」ということでなければならぬということになる。

また、このことは、1つの重要な示唆を与えてくれる。それは努力とみなされる行為が単発の行為ではなく、いくつかのまとまった行為だということである。体質的に痩せ易い人がダイエットに成功しても、その努力は程度が低いものだとみなされるにも関わらず、体質的に痩せにくい人がダイエットに成功した時には、その努力の程度が高いものとしてみなされるのはなぜだろうか。もし単発の行為、例えばある一日の有酸素運動、をするかどうかの不確実性だけが問題とされるならば、両者の不確実性はそこまで大きく変わらないだろう。しかし、痩せ易い人と痩せにくいひとに必要となる運動の量は異なる。痩せにくい人は痩せ易い人に比べて、より厳しい食事制限と多くの運動をこなさなければならぬのである。この必要な食事制限と運動をまとまりとして捉えた時、

その行為群が行為者によって成し遂げられるかどうかの不確実性は大きく異なることになる。目的達成のために必要とされる「行為群」としての不確実性が、努力行為とその度合いにとって重要なのだと言える。

4. 2. 3 2つの不確実性の区別

さて、この条件②において、既に少なくとも決定論の下では努力をなすことができないことが示されているのではないかと考える人もいるかもしれない。なぜなら、決定論的世界とは、過去と自然法則によって何が起きるのか決定されている世界なのであるから、何が起きるのかもまた「分かる」のであり、確実であるように思われるからである。しかし、このように世界の決定性から世界の確実性へと進むのは誤っている。というのも、決定論は認識論に関する主張ではなく、形而上学に関する主張だからである。決定論は、未来の出来事が起きるかどうかが過去と自然法則によって決定されていると述べているのであって、未来の出来事として何が起き、何が起きないのかが認識可能であると述べているわけではない。つまり、決定論的に「未来の出来事 P が起きるかどうかは因果的に決定され」ていながら、「未来の出来事 P が起きるかどうかが不確実である」と主張することには何も問題がないのである。

これを受けて、行為 A をなすか、P が生じるかどうか既に過去と自然法則によって決定されていようと、実際に行為 A をなすか、P が生じるかどうかは我々にとって分からないのならば、その人の行為を努力と認めるのではないだろうか、事実我々は未来がどう転ぶか分からないから努力するという実感があるのではないかと、という反論が出てくることになる¹⁰。

しかし私は、このように決定論の下でも不確実性が存在しうることを認めつつも、なお決定論の下では努力をなすことができないと主張したい。というのも、条件②において求められている不確実性は、決定論の下での不確実性と異なるように思われるためである。ここでは、決定論的世界と非決定論世界のそれぞれで存在する不確実性を区別する必要がある。

決定論的な世界における不確実性には、我々の認識能力のみが関係している。つまり、決まった結果は存在するのだが、それを知りうる手だてでは我々に存在していないために、行為 A がなされるかどうか不確実であり、よって出来事

P が起きるかどうかが不確実であるということになる．このように、我々の認識能力の限界によって生じてしまう不確実性を「認識論的不確実性」と名付けることにしよう．

一方、非決定論的世界においては、その不確実性が我々の認識能力に限界があるという点だけでなく、未来に何が起きるか因果的に決定されていないという点と関係している．つまり、非決定論的世界では、単に結果を知りうる手だてがないのではなく、決まった結果がそもそもまだないために、行為 A が生じるかどうか不確実なのであり、それゆえ出来事 P の生起が不確実なのである．このように、形而上学的に何が起きるか決まっていないために行為 A がなされるかが不確実である時の不確実性のことを「形而上学的不確実性」と呼ぶこととしよう．以上から、決定論的世界には「認識論的不確実性」のみが、そして非決定論的世界には「認識論的不確実性」とともに「形而上学的不確実性」が存在していると言える．

私が強調したいことは、条件②において必要であるとされた不確実性は「形而上学的不確実性」でなければならず、「認識論的不確実性」だけでは十分ではないという点である．もちろん、今までの条件②の分析のみから、条件②で必要とされる不確実性が認識論的不確実性なのではなく、形而上学的不確実性だということは導出されない．不確実性が形而上学的なものではない点という点は、次の条件③の考察において見て取られることになる．

4. 2. 4 条件③：行為者 S が、出来事 P が達成されるか

P が達成されないかについて（ある程度）関与することができる

ここで検討されるのは、我々が「目的の達成について我々が関与できる能力を持っていなければならない」という条件についてである．しかし、この能力がいかなるものかは一見して分かるものではなく、明確化が必要となるだろう．そのために、この能力が何かについて、自らの努力について行為者が後悔したり、努力する行為者にアドバイスをするという言語実践を通して確認したい．

努力に関して我々はしばしば後悔をし、そして努力する主体に対してアドバイスを送ったりする．例えば、花子は受験の年の正月に、この日だけは休もうかどうかと葛藤し、結局休んでしまったとしよう．そして大学に落ちてしまっ

た花子は、「お正月も勉強していたら大学に合格していたのに」という後悔をなすことだろう。一方、お正月に休もうか悩む花子を見て、「お正月にもしっかり勉強したら大学に受かるぞ」と教師がアドバイスを送る場面も容易に想像できるだろう。

もし、条件③が満たされておらず、目的が達成されるかどうかについて行為者が関与できないならば、このような語りがされることはないように思われる。例えば大学に合格できるかがくじによって決められるのならば、花子の後悔も、花子に対するアドバイスもなされないのではないだろうか。自らが関与した結果だからこそ後悔するのであり、花子が関与できるからこそ、教師もアドバイスを送るのではないか。このような語りには、目的の達成が行為者次第である、すなわち行為者にとって関与可能であることが前提とされていると思われる。

この条件③は、世界で何が起きるかが過去の時点において決定されてしまっている決定論的世界において成り立たないように思われる。しかし、この点について次のような反論が想定される¹¹。

反論①

条件③は、条件①における行為 A と出来事 P の間における因果関係の必要性を再確認したに過ぎないのではないだろうか。もしそうならば、この条件③は、努力が決定論の下でなせないことを意味していることにならない。なぜなら、決定論下においても、行為者の行為と目的の出来事の間因果関係が存在し、「花子が正月に勉強したならば、花子は大学に合格した」し、「花子が正月に勉強しなかったならば、花子は大学に受からなかった」と述べられるからである。つまり、決定論的世界でも、大学合格は花子が勉強するかどうか次第だったと言えるのであり、この点で花子の関与能力は説明できるのではないだろうか。後悔やアドバイスに見て取られた関与能力とは、因果的な関係性のことなのである。

応答①

条件①が与えてくれる花子の行為と目的達成の因果関係は、アドバイスや後悔の語りを説明するに十分ではない。花子に送るアドバイスは、「お正月にもち

ゃんと勉強したら大学に合格できるよ」というものであった。しかしここで重要なことは、決定論の下では、過去と自然法則によって、花子が正月に勉強する以前に、大学に合格するかどうかは既に決定されており、花子はそれを変えられないということである。このことはつまり、花子の生きる世界は、大学合格が正月の勉強によって達成されることが決まっている世界か、正月に勉強を休むことによって達成されないことが決まっている世界かのいずれかであり、何が起きるのかについて花子は変えることができないことを意味している。

このような決定論的世界に生きる花子に対する因果関係に関するアドバイスとは、次のようなものとなる。すなわち、「この世界が、花子が正月も勉強する世界であったならば大学に合格する」というアドバイスである。後悔もまた同様である。「もし正月にも勉強していたならば、大学に合格していたのに」という言明は、「この世界が、あの時もっと勉強を続けるような世界だったならば、私は大学に受かっていたのに」という後悔をなしていることになる。しかし、いかなる世界にいるのか、その世界で何が起きるのかについて行為者は関与できない。よって条件③における行為者の能力の分析として不十分なのである。

以上から、後悔やアドバイスに前提とされる関与能力の基準は、複数の決定論的な可能世界間の比較ではなく、過去と自然法則が全く同一な世界内部での比較によって与えられると考えられる。落ちた花子は、後悔している行為がなされた時点までの過去と、自然法則が同一である状況において、勉強し大学に受かることも、勉強せずに大学に落ちることもできたのでなければならないのである。しかしそれでもなおこれに対して、後悔やアドバイスにおける行為者の関与能力の基準について、次のように反論されるかもしれない¹²。

反論②

後悔やアドバイスにおける関与能力の基準は、なぜ過去と自然法則が同一な世界内部に置かれる必要があるのだろうか。我々の能力の基準は、決してそのようなものではない。例えば、私はのどが渴いたので、手近にあった水を飲んだとしよう。しかし、私は立って冷蔵庫まで向かい、冷たい水を飲むこともできただろう。というのも、このとき言われる「冷蔵庫まで行って水を飲むことができた」とは、もしそうするように欲していたら、そうなしていた、という

意味であり、実際に水を飲むことを望んでいたことを必要とするわけではないからである。そう欲していたような世界で私が冷蔵庫の水を飲むのならば、私は冷蔵庫の水を飲むこともできた、と言えるのである。このような、決定論と両立する条件文分析的な能力は、ここで言われる関与能力にとって十分であろう。

応答②

条件文分析に内在的な困難をさしあたり脇に置いておくとしても、そのように分析される能力——ここでは条件能力と呼ぼう——では、努力に関する後悔やアドバイスに必要とされる関与能力に十分ではないと思われる。そしてここに、努力においては行為者が目的に対して強い思いを持ち、そして努力には一回性があるという点が重要となってくる。

確かに、決定論下でも「条件能力」は行為者に備わっていると認めても良いだろう。しかし問題は、その条件能力が、努力をなす行為者の能力として十分か、という点である。例えばこの条件能力は、もし将来似たような状況になれば、今度は目的を達成できるということを保証してくれる。例えば少し過去が異なれば花子は大学に合格した、ということから花子に認められる能力は、花子が浪人した時には合格するということを保証してくれることだろう。

しかし、このような条件能力は、我々の努力にとって、そしてそれに対する後悔やアドバイスの成立にとって十分ではない。なぜなら努力はしばしば一回限りのことに対して、しかもそれをどうしても達成したいという思いのもとでなされるものだからである。花子は、家庭の事情から、たった一回の受験のチャンスしか与えられていないかもしれない。しかしそれでも花子はどうしても大学に合格したくて努力をなすのである。仮に決定論的世界において花子が大学に落ちることが決定していたならば、条件能力ではその一回のチャンスにかける花子が、大学に合格できたという可能性を説明しることができない。また、花子はこの行為に対し後悔をし、更に、このような努力をなす花子に対して我々はアドバイスを送る。この実践を成り立たせるのに、やはり条件能力は十分ではないのである。そして、この一回のチャンスにかける花子の関与能力は、あくまで過去と自然法則の同一世界内での比較を基準とするのでなければ

ならないのである。以上より、決定論的世界において、関与能力を持つことができないと言える。

4. 2. 5 行為者の関与能力と選択可能性の自由

前節では、条件③の必要性が後悔やアドバイスの語りにおいて示されること、そしてこの条件が決定論的世界では成り立たないことが確認された。次に、条件③で言われる行為者の関与能力が、非決定論的世界では可能であり、その成立のためには選択可能性が必要となることを検証したい。

世界が非決定論的であるとしよう。ではそこにおいて条件③における行為者の目的の達成に関する関与は、どのように達成されるのか。ここで思い出して欲しいのが、条件②において考察された2つの不確実性の区別についてである。非決定論下においては、行為Aをなすか、出来事Pが生じるかが形而上学的に不確実であるのだとされた。そして今や、この関与能力を説明するためには、それが形而上学的な不確実性でなければならないのだとすることができる。

もうひとつここで重要なことは、努力とは通常、個別の行為ではなく、複数の行為群を指すような概念であったという点である。この点に鑑みれば、行為者の関与能力とは、行為者が、「我々が行為を重ねるごとに、形而上学的に不確実な行為群によって与えられる、目的が達成されるかどうかの形而上学的不確実性を下げることができるし、行為をしないことで下げないこともできる」ことだと言することができるだろう。花子の事例に即して言えば、非決定論的世界では、花子には、大学合格のためになさなくてはならない形而上学的に不確実な行為（つまり、やらなくてはならない様々な勉強）が大きなあつまりとして与えられている。このような状況では、花子は勉強という行為をなすごとに、なされるかどうか不確実な行為群を減らすことになる。すなわち花子は、その必要となる形而上学的に不確実な行為群(大量の勉強)を減らすことによって、大学合格が達成されるかどうかについての形而上学的不確実性もまた下げることができ、その意味で目的達成に関与することができるのである。

確かに大学受験の場合には、大学に合格できるかどうかの不確実性について行為者が完全に関与することはできない（多くの因果的不透明さや、外的要因が存在する）。しかし、それは、花子がその不確実性に全く関与できないことも

また意味しない。大学合格の形而上学的不確実性を下げることはできるし、下げないこともできるという点で、花子はある程度の関与が可能なのである。

更に重要なことは、単に非決定論的な世界であるだけでは、行為者の関与能力を行為者は持ちえないことである。単なる確率によってたまたま花子の大学合格の不確実性が下がったのだとしても、それを行為者の関与だとは言うことはできない。この場面において、ようやく我々は選択可能性が必要だという結論に達したことになる。なぜなら、我々が行為をするかどうかを、現実において選択することができ、その選択によって行為 A を実際になし、出来事 P が生じるために必要である不確実な行為群を減らすことを通じてその目的達成の不確実性を変化させることができなければならないからである。以上、行為者の関与能力が、非決定論的世界において選択可能性の自由を持つことによって可能となることが示された。

4. 3 必要性論証

以上でみてきた分析から、次のように必要性論証を行うことができる。まず、我々の努力概念は次のように分析される。

「行為者 S が行為 A することにおいて努力をしている

⇒行為者 S はある時刻 t_0 において t_1 でのある出来事 P を目指して意図的行為 A をなしており、

- ①行為 A と出来事 P の間に因果的な関係が存在し、
- ③行為者 S が、現実世界で出来事 P が達成されるかどうかについて（ある程度）関与でき、
- ②行為 A を含む行為群がなされるかどうかについて、形而上学的不確実性を（ある程度）持っている¹³⁾

そして分析における条件③より、我々が努力を行うためには、世界が非決定論的であり、かつ我々が選択可能性を持っていることが必要だということになる。さて、我々は現在、努力という概念を重要なものとみなしている。そして努力は選択可能性を必要とする。以上から、リバタリアニズムのいう選択可能性の

自由が我々にとって大切で必要であることが帰結として得られることになる。

5. 結論

以上の議論をまとめよう。リバタリアニズムは、必要性テーゼについても、存在テーゼについても劣勢に立たされている（第2節）。しかし、必要可能性のテーゼに関する議論は、道徳的責任に専ら依拠して論じられる点で不十分である（第3節）。それを受けて努力概念に依拠し、選択可能性の自由の必要性が論証された（第4節）、ということになるだろう。

さて、今こうしてまとめられた議論はリバタリアニズムの擁護についてどれほど成功を収めているのであろうか。その擁護は不十分なものであると論難されるとすれば、それは主に次の点についてであろう。まず、実現可能性のテーゼの擁護が手つかずのまま残ってしまっている。もし上の論証から、選択可能性が必要なものであることが示されたとしても、それが存在しえないのであれば、リバタリアニズムが擁護されたとは到底言えないだろう。それはせいぜい固い決定論や固い非両立論を擁護するだけであろう。しかし、第2節で見た通り、現行のリバタリアニズムの議論からは満足した結果は得られそうにない。これについては更に検討が必要となる。

次に、必要性論証自体に攻撃が向けられるかもしれない。というのも、その前提のうち、努力概念が我々に必要かどうかがそもそも自明ではないと言われるかもしれないからである。事実、「我々は努力を放棄しなければならない」や「努力の概念を改定しなければならない」と主張する立場が考えられる¹⁴。しかし、ここでは述べきらなかったが、教育や計画なども条件③を必要とする行為についての概念であると私は考えている。もしこれら全ての概念が不必要ないし不可能だと述べるならば、それは魅力的な道とは思われない。

さて、以上の考察を経たうえで、最後に私の議論の意義を改めて強調しておきたい。必要性の論証は、両立論の立場をノックダウンするものではない。しかし少なくとも、決定論の下でも我々の現在の生活は失われたいとする両立論に対して反省を迫るものであり、リバタリアニズムの立場の魅力を提出することができると考えている。また、努力概念の分析を通して私は人間のコントロ

ール能力の新たな側面を浮かび上がらせることができたと考えている。それは、道徳的責任に必要とされる内的な「自己の統制（両立論的自由）」という意味でのコントロール性には回収しきることのできない、外的な「世界への働きかけ」についての行為者のコントロール性（関与能力）と行うことができるだろう。この側面からの新たなアプローチがリバタリアニズムに活路を与える可能性を秘めているのではないだろうか。

註

1. しかし現代では、リバタリアンないし非両立論者が直接的に選択可能性を必要であると論じることは少なくなってきている。むしろ我々が行為の根源である、という点を強調し、そのために選択可能性の自由が必要であると論じられる傾向にある。しかし、いずれにせよ選択可能性の自由が必要なものとして重要視されていることには変わらない。詳しくは Kane(1996)を参照。
2. この存在テーゼという用語法は、Kane(1996)に依っている。
3. この限定は決して恣意的なものではない。リバタリアニズム、両立論の両方にとってこの定式化は標準的なものと言える。
4. van Inwagen (1983) p.16
5. 運についての議論は「運論証(Luck Argument)」と呼ばれ、盛んに論じられるテーマではあるが、本発表は必要性のテーゼを主題とするため、この詳細には立ち入らない。
6. Frankfurt(1969) これは、いわゆるフランクファート事例を用いた論文である。
7. Frankfurt(1971).
8. Dennett(1984).
9. ここで述べられている、目的を成し遂げたいという行為者の思いの強さは、単純に言えば欲求の強さを指すと考えられる。しかし、おそらく欲求の強さに回収しきることもまたできない。フランクファートが提出する、「自己のものとしてみなす(identify)」や「ケア(care)」の概念などが関わってくるように思われるし、ブラットマンの理論における意図のコミットメント性もまた関わるように思われる。フランクファートの議論については、Frankfurt(1998)を、ブラットマンの議論については Bratman(1987)を参照。
10. 例えば、デレク・ペレブームは決定論下でも目的の認識論的不確実性のために教育をすることができるという論点を出している。Pereboom (2001) pp.136-137
11. Dennett は同様の議論を提出している。Dennett(1984) pp.100-130
12. 反論②で取り上げられる条件文分析には、代表的な反論としてオースティンのものがある。Austin(1961)を参照。しかし、現代形而上学における傾向性についての議論を取り入れ、自由に必要な能力を条件文から分析しようとする新傾向性主義者は、これらの弱点を克服しようとして洗練された分析を提出している。主張が詳しくまとめられたものとして Clarke(2009) がある。
13. 条件③は条件②を含意するように思われるが、実はこの条件③と条件②は、そこにお

いて求められる不確実性が原理的であるかどうかという点で大きく性格を異にする。よって条件③が条件②を含意するということにはならない。今回は紙幅の都合上この論点を省かざるをえなかった。

- ¹⁴ 例えば似たようなことを論じる論者として、テッド・ホンデリックは、決定論の下で我々は生き方を変えねばならないと主張する。また、マニュエル・バルガスは、道徳的責任の概念の方を変えようという改訂主義(revisionism)という立場を採っている。それぞれ、Honderich(1993)、Varagas(2007)を参照

<参考文献>

- 成田和信『責任と自由』(勁草書房、二〇〇四年)
- 野矢茂樹「自由という相貌」[『語りえぬものを語る』(講談社、二〇一一年)、441~458 ページ]
- 美濃正「決定論と自由」[飯田隆(編)『岩波講座哲学2 形而上学の現在』(岩波書店、二〇〇八年)、161~186 ページ]
- Austin, J.L. "Ifs and Cans" in Austin, *Philosophical Papers*, edited by J.O.Urmson and G. Warnock. Oxford: Clarendon Press, 1961: 153-180
- Bratman, Michael. *Intention, Plans, and Practical Reason*. Cambridge: MIT Press. 1987.
- Clarke, Randolph. "Dispositions, Abilities to Act, and Free Will: The New Dispositionalism." *Mind* 118 (470) (2009): 323-351
- Dennett, Daniel. *Elbow Room*. Cambridge: MIT Press, 1984.
- Fischer, John Martin. *The Metaphysics of Free Will: An Essay on Control*. Cambridge: Blackwell, 1994.
- ed. *Four Views on Free Will*. Cambridge: Brackwell, 2007.
- Frankfurt, Harry. "Alternate Possibilities and Moral Responsibility." *The Journal of Philosophy* 66 (1969): 823-839 (三ツ野陽介訳「選択可能性と道徳的責任」, 門脇俊介・野矢茂樹(編)『自由と行為の哲学』(春秋社、二〇一〇年) 81~98 ページ)
- . "Freedom of the Will and the Concept of a Person." *The Journal of Philosophy* 68 (1971): 5-20 (近藤智彦訳「意志の自由と人格という概念」, 門脇俊介・野矢茂樹(編)『自由と行為の哲学』(春秋社、二〇一〇年) 99~127 ページ)

ージ)

- . *The Importance of What We Care About: Philosophical essays*. Cambridge: Cambridge University Press, 1998.
- Honderich, Ted. *How Free Are You? : The Determinism Problem*. Oxford: Oxford University Press, 1993. (松田克進訳『あなたは自由ですか？決定論の哲学』(法政大学出版局, 一九九六年))
- Kane, Robert. *The Significance of Free Will*. New York: Oxford University Press, 1996.
- . *A Contemporary Introduction to Free Will*. Oxford: Oxford University Press, 2005.
- O’Conner, Timothy. *Persons and Causes: The Metaphysics of Free Will*. New York: Oxford University Press, 2000b.
- Pereboom, Derk. *Living Without Free Will*. Cambridge: Cambridge University Press, 2001.
- Vargas, Manuel. “Revisionism” In *Four Views on Free Will* edited by John Martin Fischer, 126-165. Malden, MA: Blackwell, 2007.
- van Inwagen, Peter. *An Essay on Free Will*. Oxford: Oxford University Press, 1983.